

■ 基本方針

▶ 基本的な考え方

近年、社会構造の変化や福祉諸制度の改正等により、単一なサービスだけでは解決が困難であるとともに、公的な制度及びサービスでは賄いきれず、様々な分野を超えての支援の必要性が明確となってきています。

また、高齢化が急速に進展する中で支援を必要とする方々が増加し、生活課題を含む福祉課題が多様化しています。

あま市及び本会では、平成31年度（2019年度）から第2次地域福祉計画及び地域福祉活動計画をスタートさせ、「あまでつくる 新たな福祉コミュニティ」を基本理念として掲げました。この実現に向けて、これまでに築いて参りました福祉ネットワーク等の特性を最大限に活かしながら、地域住民を始めとする福祉団体や事業者及び行政機関等と協力し、地域における新しい繋がりづくりや仕組みづくりを推進して参ります。

■ 重点目標

（1）生活支援体制整備事業の受託

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、高齢者の身近な生活を支援する環境づくりを目的とした生活支援体制整備事業をあま市から平成31年（2019年）4月1日から受託します。

生活支援体制整備事業を実施することにより、生活支援コーディネーターを配置し、高齢者の日常生活上の支援体制を整備するとともに、生活支援における社会資源の開発や充実、関係者間のネットワークの構築、住民主体による支え合い体制づくりの啓発活動などを重点的に取り組みます。

また、生活支援の体制整備に向け、多様な主体間の情報の共有、連携及び協働による社会資源開発等を推進するための話し合いの場である生活支援体制整備協議体（第2層）の運営を行います。

■ 事業内容

（1）企画・広報事業

①社協だより

市民に対して社会福祉協議会の活動状況及び事業等の情報を発信いたします。

◆発行 年4回（4月・7月・10月・1月）

②ホームページ（スマートフォン対応）

ホームページにて地域福祉の最新情報を頻繁に更新し、一層の理解や参加の促進を図り、バナー広告掲載の募集についても強化を図ります。

③ SNSの活用

LINE@のアカウント (@amasyakyo) を使用し、登録をされている方々に本会の事業及び福祉の情報等を積極的に発信し、認知度の向上や事業参加の促進や登録者の拡充を図ります。

(2) 地域福祉推進事業

① 会員募集

地域福祉の推進を図るため、必要な事業財源を確保することを主旨として、普通会员及び法人会員の募集を実施します。

◆強化月間

- ・ 6月 法人会員（法人及び事業所等） 年額 1口 3,000円
- ・ 7月 普通会员（個人） 年額 1口 500円

② 配食サービス

市内に居住する概ね65歳以上の単身世帯、高齢者世帯、又は身体障がい者であって、食事を作ることが困難な方を対象に配食サービスを実施し、合わせて安否確認を行います。

◆実施日 毎週火曜日・木曜日・土曜日（週2回まで利用可能）

◆費用 1食 400円

③ 寝具洗濯乾燥消毒サービス

市内に居住する概ね65歳以上の単身世帯、高齢者世帯、又は身体障がい者であって、老衰、心身の障がい及び傷病等の理由により、寝具類の衛生管理が困難な方を対象に、寝具の洗濯乾燥消毒サービスを実施します。

◆乾燥・消毒 年4回（4月・8月・10月・2月）

◆洗濯 年2回（6月・12月）

※1回につき寝具（掛布団・敷布団・毛布）4枚まで

◆費用 無料

④ 車いすの貸出

市内に居住する他制度を利用できない方で、疾病・外泊等により車いすを必要とする方に車いすを貸出し、日常生活の便宜や社会参加の促進と福祉の向上を図ります。

◆貸出期間 1か月以内

◆費用 無料

⑤ 福祉教育の推進

福祉教育を推進するため、市内の小学校、中学校、高等学校を社会福祉協力校に指定し、福祉実践学習の機会を提供すると共に、必要な相談支援を行います。

また、保育園等に対し、高齢者等と交流する機会を提供し、情操教育の一助とすると共に、日常的な福祉の実践へ繋がるきっかけづくりを行います。

◆対象 市内の保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校等

◆内容 事業費補助・福祉実践教室の開催・福祉教育の実践に関する相談支援

⑥ 健康福祉まつり

行政・ボランティア・福祉関係団体等からなる実行委員会を実施主体として、官民一体となって、健康と福祉の啓発を目的としたイベントを開催します。

◆内 容 福祉関係団体・ボランティア団体の活動紹介等

◆期 日 平成31年（2019年）11月10日（日）

◆場 所 あま市美和総合福祉センターすみれの里

⑦福祉団体の育成・援護

市内6団体に対して支援を行い、活動の強化及び向上を図ります。

- ◆団体名 ・市老人クラブ連合会 ・市子ども会連絡協議会
- ・市身体障害者福祉協会 ・市心身障害児者保護者会
- ・市母子寡婦福祉会 ・市遺族連合会

⑧たすけ愛協力店

地域福祉活動の推進にご協力いただける店舗、事業所等を『たすけ愛協力店』と位置付け、身近なところに福祉に関する情報や募金箱などを設置することにより、広く市民の皆様へ福祉の理解を深めていただくことを目的に実施します。

◆対 象 市内に店舗を有する事業者等

◆内 容 福祉募金箱（通称 たすけ愛チャリティボックス）の設置及び事業等のポスター掲示の協力

（3）共同募金配分事業

①ふれあい・いきいきサロンの推進

地域に居住する高齢者の方等が、生きがい・健康づくりを気軽に行うことができ、地域交流やたすけあい活動を育む活動拠点として、サロン活動を推進するために必要な相談支援及びサロン運営費の補助を行うと共に、サロン実践者の交流・情報交換会を実施します。

また、既存のサロンにおいても開催回数が拡充するよう地域活動の活性化を図ると共に未実施地域において、今年度新たに3か所のサロン開設を目指します。

◆助成金 新規開設 20,000円 運営費 24,000円（上限）

◆サロン設置状況 28か所（平成30年12月31日現在）

②ボランティア団体への補助

市内における、無償福祉ボランティアの活動支援を目的として、補助金を交付します。

◆補助対象 無償ボランティア団体

③車いす専用車の貸出

市内に居住する車いす利用の障がい者、高齢者並びにその家族に対し、車いす専用車の貸出を行い、日常生活の便宜や社会参加の促進を図ります。

◆利 用 日 月曜日～金曜日（ただし、祝日及び年末年始は除く）

◆利用時間 午前8時30分～午後5時

◆費 用 無料（ただし、通行料・駐車料金等は利用者の負担）

④親子ふれあいバスハイク事業

市内の子ども会会員及び保護者を対象に、親子の絆と会員相互の交流を深め、児童の健全育成に資することを目的に日帰りバスハイクを実施します。

◆期 日 平成31年（2019年）8月

◆対象者 市子ども会連絡協議会加入の親子

⑤心身障がい児・者バスハイク事業

市内に居住する心身障がい児者を対象に、野外活動を通して参加者相互の交流を深め、心身障がい児者の福祉向上に資することを目的に日帰りバスハイクを実施します。

- ◆期 日 平成31年(2019年)9月15日(日)
- ◆対象者 身体障害者手帳・療育手帳を所有する方及び18歳以上の介護者
(介護が必要な方に限る)

⑥ひとり親家庭バスハイク事業

市内に居住するひとり親家庭を対象に、野外活動を通して親子の絆と参加者相互の交流を深め、ひとり親家庭の福祉向上に資することを目的に日帰りバスハイクを実施します。

- ◆期 日 平成31年(2019年)10月27日(日)
- ◆対象者 父又は母及び父母のいない20歳未満の子とその保護者
市母子寡婦福祉会会員
※20歳未満(20歳到達年度の3月31日まで)

⑦心身障がい児・者クリスマス会

市内に居住する療育手帳所持者を対象にクリスマス会を開催し、参加者相互の交流及び親睦を深めるために実施します。

- ◆期 日 平成31年(2019年)12月14日(土)
- ◆場 所 あま市甚目寺総合福祉会館
- ◆対象者 療育手帳所持者及び市心身障害児者保護者会会員
- ◆参加費 無料

⑧あまのかけあしS(移動援助サービス事業)

市内に居住する概ね75歳以上の単身世帯、高齢者世帯であって単独で外出が困難で、家族や親族の移動援助協力等を得ることができない方を対象に、家族等の介助者の添乗のもと、運転ボランティアによる移動援助サービスを実施します。

- ◆利用目的 医療機関への通院・官公庁での手続き・金融機関での手続き等
- ◆実施範囲 あま市内
- ◆利用日 月曜日～金曜日(ただし、祝日及び年末年始は除く)
- ◆利用時間 午前9時～午後5時の内3時間以内
- ◆利用回数 月2回まで
- ◆費用 無料(有料駐車場等は実費負担)

⑨小学校入学児童祝品

市内における小学校へ入学する児童を対象に、勉強に必要な文房具類を祝品として支給します。

(4) ボランティアセンター

ボランティアセンターでは、ボランティア活動をしたい方とボランティア活動に来てほしい方を繋げ、ボランティア活動の機会を広く提供します。

また、ボランティア活動の輪を広げ、情報の提供や各種講座の開催、地域支援活動に関する相談や援助を行います。

①ボランティアセンター運営委員会の設置

ボランティアセンターの事業推進及び機能充実を図るため運営委員会を設置します。

- ・開催回数 年2回予定

②ボランティア情報の発信

ホームページ、社協だより等を活用し情報提供・活動紹介に努めます。

③ボランティア養成講座の開催

あま市で必要とされるボランティア活動の推進を図るため、各種ボランティアの養成に努めます。

手話奉仕員養成講座については、大治町社会福祉協議会と共同開催します。

- ◆ボランティアリーダー養成講座
- ◆手話奉仕員養成講座
- ◆移動援助サービス協力員養成講座

④安心支え合いネットワーク事業の推進

市内に居住する65歳以上の単身世帯、高齢者世帯を対象に「見守り、声かけ、お助け（ゴミ出し、買い物支援）、安心電話」の活動からなる、無償ボランティア活動を推進します。

⑤ふれあい・いきいきサロン活動の支援

地域交流やたすけあい活動を育む活動拠点として、サロン活動を推進します。

⑥あまのわの開催

あま市市民活動祭とあま市ボランティアフェスティバルの共同開催として、市民団体及びボランティア団体が一堂に会し、あま市を盛り上げ市民の輪を広げることを目的とした市民による市民のためのイベントを開催します。

⑦ボランティア保険(活動及び行事用)の加入

ボランティア保険加入者の活動中におけるケガ等による傷害保険・賠償保険の受付窓口を行います。

(5) 介護保険事業

①居宅介護支援（ケアマネジャー）

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）が、利用者の心身の状況や置かれている環境に応じた介護サービスを利用するためのケアプランを作成し、そのプランに基づいて適切なサービスが提供されるよう、定期的にモニタリングを行い、適宜、事業者や関係機関との連絡・調整を行います。

- ◆事業所名 あま市社会福祉協議会居宅介護支援事業所
- ・営業日 月曜日～金曜日（ただし、祝日及び年末年始は除く）
- ・営業時間 午前8時30分～午後5時15分
- ・サービス種別 居宅介護支援、介護予防支援・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）・要介護認定調査

②訪問介護（ホームヘルプサービス）

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の自宅を訪問し、入浴・排泄・食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行います。

- ◆事業所名 あま市社会福祉協議会訪問介護事業所
- ・営業日 月曜日～金曜日（ただし、必要と認められる場合は休日及び営業時間外において可能な限り対応いたします。）
- ・営業時間 午前8時30分～午後5時15分
- ・サービス種別 訪問介護・あま市ホームヘルプサービス
第1号訪問事業（訪問従来型サービス・訪問基準緩和型サービス）

③通所介護（デイサービスセンター）

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、社会的孤立感の解消や心身機能の維持並びにご家族の身体的・精神的な負担の軽減などを目的として、事業所において食事や入浴などの日常生活上の支援や生活機能向上のための機能訓練などのサービスを日帰りで行います。

- ◆事業所名 あま市社会福祉協議会七宝デイサービスセンター
- ・営業日 月曜日～金曜日（ただし、祝日及び年末年始は除く）
- ・営業時間 午前8時30分～午後5時15分
- ・サービス提供時間 午前9時50分～午後4時
- ・事業場所 あま市七宝老人福祉センター
- ・サービス種別 地域密着型通所介護
第1号通所事業（通所従来型サービス）

- ◆事業所名 あま市社会福祉協議会美和デイサービスセンター
- ・営業日 月曜日～金曜日（ただし、祝日及び年末年始は除く）
- ・営業時間 午前8時30分～午後5時15分
- ・サービス提供時間 午前9時50分～午後4時
- ・事業場所 あま市美和老人福祉センター
（あま市美和総合福祉センターすみれの里内）
- ・サービス種別 通所介護
第1号通所事業（通所従来型サービス・通所基準緩和型サービス）

- ◆事業所名 あま市社会福祉協議会甚目寺デイサービスセンター
- ・営業日 月曜日～金曜日（ただし、祝日及び年末年始は除く）
- ・営業時間 午前8時30分～午後5時15分
- ・サービス提供時間 午前9時50分～午後4時
- ・事業場所 あま市甚目寺地域福祉センター
（あま市甚目寺総合福祉会館内）
- ・サービス種別 通所介護
第1号通所事業（通所従来型サービス）

（6）地域包括支援センター（委託型）

地域で暮らす高齢者やその家族が安心して暮らせるように、福祉、医療、介護などの様々な面から総合的な支援を行います。

- ◆事業所名 あま市社会福祉協議会地域包括支援センター
- ・営業日 月曜日～金曜日（ただし、祝日及び年末年始は除く）
- ・営業時間 午前8時30分～午後5時15分
- ・事業場所 あま市甚目寺総合福祉会館
あま市七宝老人福祉センター
あま市美和総合福祉センターすみれの里

(7) 生活支援体制整備事業

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、高齢者の身近な生活を支援する環境づくりを推進する生活支援体制整備事業を市から受託します。

①生活支援コーディネーターの配置

高齢者の日常生活上の支援体制を整備していくために生活支援コーディネーターを配置します。生活支援コーディネーターは生活支援における社会資源の開発や充実、関係者間のネットワークの構築、住民主体による支え合い体制づくりの啓発活動などに取り組みます。

②生活支援体制整備協議体の運営

生活支援の体制整備に向け、多様な主体間の情報の共有、連携及び協働による社会資源開発等を推進するための話し合いの場である生活支援体制整備協議体の運営を行います。

(8) 指定管理受託事業

①福祉センター

福祉センターが公の施設であることを常に念頭におき、市民に対し総合的な福祉サービスを提供すると共に、市民の健康の増進と福祉活動を助長し、社会交流及び福祉の向上を図り、安定的かつ継続的なサービスを行います。

◆名 称 あま市七宝老人福祉センター
あま市美和老人福祉センター
(あま市美和総合福祉センターすみれの里内)

- ・開館日 月曜日～金曜日(ただし、祝日及び年末年始は除く)
- ・開館時間 午前8時30分～午後5時15分
- ・利用時間 午前9時～午後4時

②障がい福祉施設

障がい福祉施設が公の施設であることを常に念頭におき、適切な管理を行います。

◆名 称 あま市くすのきの家
あま市七宝福祉作業所
あま市美和ひまわり作業所
あま市くすのきの家(西館)

- ・開館日 月曜日～金曜日(ただし、祝日及び年末年始は除く)
- ・開館時間 午前8時30分～午後5時15分

③地域福祉センター

地域福祉センターは、地域における福祉活動の拠点として、地域住民の福祉ニーズに応じた、各種相談、入浴・給食サービス等の活動の場を提供し、もって地域住民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を行います。

◆名 称 地域福祉センター(あま市甚目寺総合福祉会館内)

- ・開館日 月曜日～土曜日(ただし、祝日及び年末年始は除く)
- ・開館時間 午前8時30分～午後5時15分
- ・利用時間 午前9時～午後5時

(9) 障害相談支援事業

市からの受託による一般相談を行うと共に、指定特定相談支援事業、指定障害児相談支援事業として、身体・知的・精神に障がいがある方及び難病の方等を対象に日常生活又は社会生活を営むことができるよう相談等支援を行います。

◆内 容 総合的な相談支援

福祉サービスの利用援助及びサービス等利用計画の作成
社会資源を活用するための支援
社会生活力を高めるための支援
生活の継続に必要な直接的な支援
専門機関との連携・紹介
障害者総合支援協議会への協力

◆営業日 月曜日～金曜日（ただし、祝日及び年末年始は除く）

◆営業時間 午前8時30分～午後5時15分

(10) 障害福祉サービス事業

①就労継続支援 B 型

雇用されることが困難な知的障がいの方に社会参加の場を提供し、生産活動及び生活指導等の支援を行います。

◆事業所名 あま市くすのきの家

あま市七宝福祉作業所

あま市美和ひまわり作業所

・営業日 月曜日～金曜日（ただし、祝日及び年末年始は除く）

・営業時間 午前8時30分～午後5時15分

・サービス提供時間 午前9時～午後4時

②生活介護

常時介護等を必要とする知的障がいの方が安定した生活を営めるように、創作活動や日常生活訓練を中心としたプログラムを提供し、介護や日常生活上の支援を行います。

◆事業所名 あま市くすのきの家（西館）

・営業日 月曜日～金曜日（ただし、祝日及び年末年始は除く）

・営業時間 午前8時30分～午後5時15分

・サービス提供時間 午前9時～午後4時

③居宅介護

障がいにより介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

◆事業所名 あま市社会福祉協議会訪問介護事業所

・営業日 月曜日～金曜日（ただし、必要と認められる場合は、休日及び営業時間外において可能な限り対応いたします。）

・営業時間 午前8時30分～午後5時15分

④重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

◆事業所名 あま市社会福祉協議会訪問介護事業所

・営業日 月曜日～金曜日（ただし、必要と認められる場合は、休日及び営業時間外において可能な限り対応いたします。）

・営業時間 午前8時30分～午後5時15分

⑤同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等と同行し、移動に必要な情報を提供すると共に、移動の援護、排泄及び食事等の介護、その他の当該障がい者等が外出する際に必要な援助を行います。

◆事業所名 あま市社会福祉協議会訪問介護事業所

・営業日 月曜日～金曜日（ただし、必要と認められる場合は、休日及び営業時間外において可能な限り対応いたします。）

・営業時間 午前8時30分～午後5時15分

⑥移動支援

あま市が実施する地域生活支援事業において、地域における障がい者等の自立生活及び社会参加の促進を目的として、屋外での移動が困難な障がい者等に、ヘルパー等が外出のための支援を行います。

◆事業所名 あま市社会福祉協議会訪問介護事業所

・営業日 月曜日～金曜日（ただし、必要と認められる場合は、休日及び営業時間外において可能な限り対応いたします。）

・営業時間 午前8時30分～午後5時15分

⑦基準該当生活介護

介護保険法による指定通所介護事業者として、地域において生活介護が提供されていないこと等により、生活介護を受けることが困難な障がい者に対して、通所介護サービスを日帰りで行います。

◆事業所名 あま市社会福祉協議会甚目寺デイサービスセンター

・営業日 月曜日～金曜日（ただし、祝日及び年末年始は除く）

・営業時間 午前8時30分～午後5時15分

・サービス提供時間 午前9時50分～午後4時

・事業場所 あま市甚目寺地域福祉センター
(あま市甚目寺総合福祉会館内)

⑧地域活動支援センター

障がい児者の方が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業所において、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図ると共に、日常生活を送る為に必要な日常生活上の支援や生活機能向上のための機能訓練などのサービスを日帰りで行います。

◆事業所名 あま市社会福祉協議会甚目寺デイサービスセンター

・営業日 月曜日～金曜日(ただし、祝日及び年末年始は除く)

・営業時間 午前8時30分～午後5時15分

・サービス提供時間 午前9時50分～午後4時

- ・事業場所 あま市甚目寺地域福祉センター
(あま市甚目寺総合福祉会館内)

(11) 総合相談・生活支援事業

①心配ごと相談

a. 広く地域住民の日常生活上あらゆる相談に応じ、社会資源を有効に活用できるように適切な助言を行います。

- ◆実施日及び場所 第1木曜日 あま市美和総合福祉センターすみれの里
第2木曜日 あま市甚目寺総合福祉会館
第3木曜日 あま市七宝老人福祉センター
※都合により相談日を変更する場合があります。

- ・時 間 午前10時～正午(午前11時30分受付終了)
- ・相談員 民生委員・児童委員、主任児童委員
- ・内 容 相談受付・助言等
- ・費 用 無料

b. 愛知県弁護士会に委託し、相談者に対して、専門的な立場から適確な助言を行います。

- ◆実施日及び場所 第1・3木曜日 あま市甚目寺総合福祉会館
第2木曜日 あま市美和総合福祉センターすみれの里
第4木曜日 あま市七宝老人福祉センター
※都合により開催日を変更する場合があります。

- ・時 間 午前10時～正午(1件30分)
- ・相談員 弁護士
- ・内 容 法律相談等(予約制)
- ・費 用 無料

②司法書士による相続・登記相談

愛知県司法書士会と共同主催にて事業を実施し、相談者に対して専門的な立場から、適確な助言を行います。

- ◆実施日及び場所 奇数月第4木曜日 あま市甚目寺総合福祉会館
偶数月第4木曜日 あま市美和総合福祉センターすみれの里
奇数月第2木曜日 あま市七宝老人福祉センター
※都合により開催日を変更する場合があります。

- ・時 間 午前10時～正午(1件30分)
- ・相談員 司法書士
- ・内 容 相続・登記等(予約制)
- ・費 用 無料

③日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)

日常生活に不安を抱える認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者の方に対して専門員及び生活支援員が、福祉サービスを利用する支援を行います。愛知県社会福祉協議会と連携して、円滑に自立支援サービスを提供します。

- ◆内 容 ・福祉サービスの利用援助 ・日常的な金銭管理サービス
・書類等の預かりサービス

(12) 貸付事業

①生活福祉資金貸付事業

低所得世帯等に対して、低利息または無利子で資金貸付と民生委員等による必要な援助指導を行うことにより経済的自立や生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加の促進を図ります。

- ◆種類 ・総合支援資金 ・福祉資金 ・教育支援資金
- ・不動産担保型生活資金

②くらし資金貸付事業

生活の不安定な低所得世帯に対して生活を保全し、経済的自立を助長します。

- ◆種類 ・医療費 ・生活費 ・その他くらしを営む上で必要な資金

③市つなぎ資金貸付事業

市内に居住する生活保護申請者及び被保護者に対して保護費支給までに、必要なつなぎ資金及び不時の出費の為に必要な資金を無利子で貸付けます。

- ◆種類 ・保護費の初回支給までの生活費 ・生活を営む上で必要な資金